

類似群コード付替事業の概要

「類似商品・役務審査基準」の見直しに伴う登録商標データの整備

特許庁 審査業務部商標課審査支援管理係長 松浦 裕紀子

PROFILE

1997年特許庁入庁。
2003年から商標審査に携わり、2009年4月より現職。



1 「類似商品・役務審査基準」と「類似群コード」

商標法は、他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、かつ、指定商品（指定役務）が同一又は類似である場合は、商標登録を受けることができないと規定している（商標法第4条第1項第11号）。

1.1 「類似商品・役務審査基準」とは

特許庁の商標審査官は、出願された商標の指定商品（指定役務）と登録商標の指定商品（指定役務）との類似について、原則として、「類似商品・役務審査基準」

（以下、「類似基準」という。）により判断している。

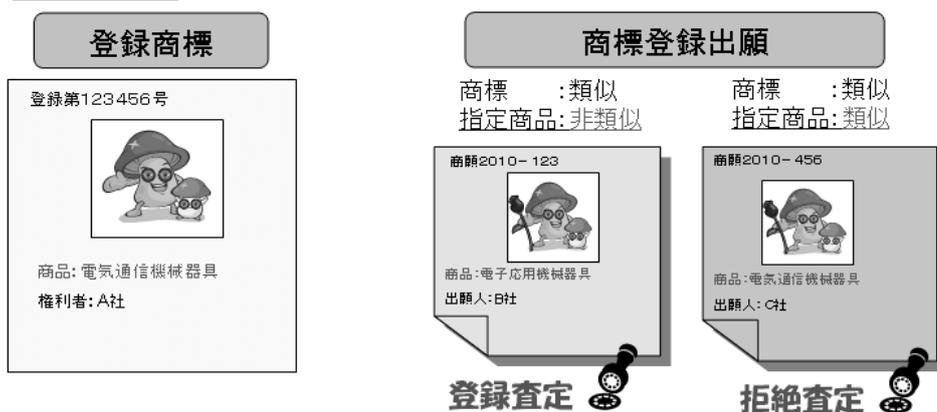
類似基準は、互いに類似すると推定される商品（役務）をグルーピングしたもので、同一グループの商品（役務）には、数字とアルファベットの組合せからなる、共通のコード（類似群コード）が付与される。

1.2 「類似群コード」の役割

類似群コードは、当初、審査官の判断の統一のための取決めとして作成された。現在では、審査時に類似する商品（役務）を指定する類似の商標を抽出するコンピュータ処理上の検索キーとして用いているほか、特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital

商標法第4条第1項第11号

他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、かつ、指定商品（指定役務）が同一又は類似である場合は、商標登録を受けることができない



特許庁の商標審査官は、出願された商標の指定商品（指定役務）と登録商標の指定商品（指定役務）との類似について、原則として、「類似商品・役務審査基準」により判断している。

図 1

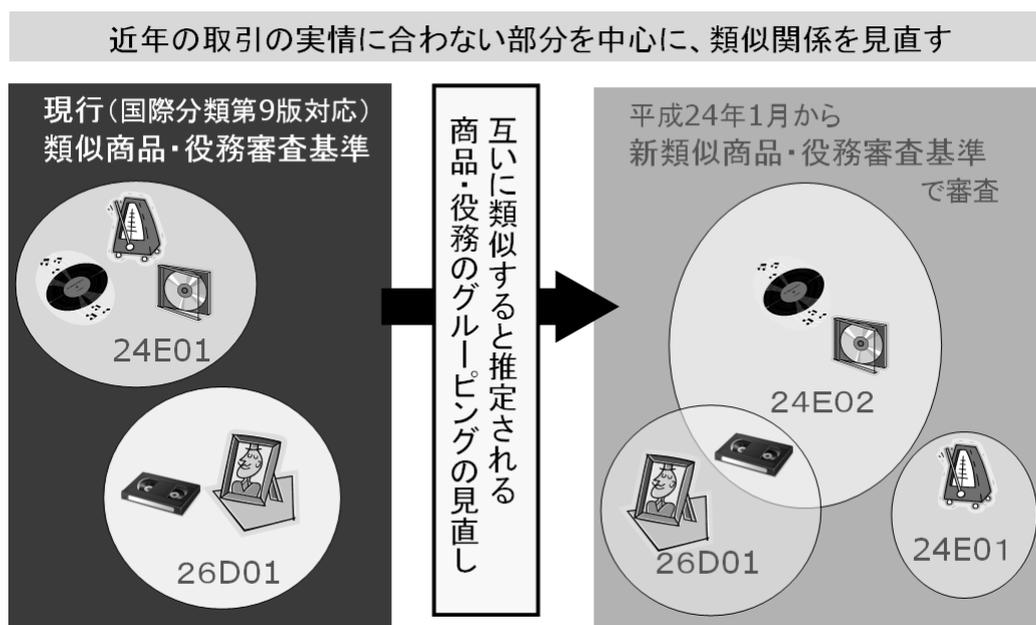


図2

Library)¹を通じて出願前の先行登録商標の調査に利用されるなど、特許庁外でも広く活用されている。

また、我が国が商品（役務）の分類として採用している国際分類²における商品及びサービスをアルファベット順に記載した一覧表（以下、「国際分類表」という。）の商品（役務）にも、類似群コードを付与して、公開している。

2 「類似基準」の見直し

審査や出願人の先行調査に重要な役割を担っている類似基準であるが、その基本的なグルーピングは、商品については昭和34年、役務については平成4年以降、抜本的な見直しがなされないままとなっていた。

そのため、現在の商取引や経済の実情に適合していない部分があるのではないかとこの意見があり、産業構造審

議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書「商標制度の在り方について³」（平成18年2月）や、「知的財産推進計画2006～2009⁴」（平成18～21年）において、見直しの検討が必要と指摘された。

これらを受けて、特許庁が商品（役務）の関連業界団体からの意見の聞き取りや、見直しに伴う諸問題の調査・研究を行ったところ、近年の取引の実情に合わず、業界から不都合が指摘されている部分を中心に、類似基準を見直すことが適当であるとの報告を得た。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会第20回商標制度小委員会⁵（平成21年10月開催）に諮り了承された類似基準の見直しの方向性に基づき改正案を作成し、さらに、パブリックコメント手続を実施して寄せられた意見を踏まえ、見直しが必要な商品（役務）の具体的な類似範囲（類似群コード）を決定した（平成22年3月）。

新類似基準については、今後、国際分類第10版の動

1 <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

2 ニース協定に基づく、標章の登録のための商品及びサービスに関する国際的に共通の分類。平成24年1月1日に第10版への改訂が予定されている。現行の類似基準は国際分類第9版対応のもの。

3 http://www.jpo.go.jp/iken/iken_shouhyou_kekka.htm

4 <http://www.jpo.go.jp/suishin.html>

5 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/t_mark_paper20.htm



向をみながら、第10版にあわせて改正作業を行い、第10版と共に平成24年1月1日から運用を開始する予定である。

3 改正作業に先行して行う「商品・役務の類似群コード付替事業」

類似基準の改正により必要となる平成24年1月の現行の基準から（以下「旧類似基準」という。）新類似基準への移行を滞りなく行うには、あらかじめ特許庁の商標に係るデータを、旧類似基準での審査と新類似基準での審査との双方に対応可能にしておかなければならない。

以下では、新類似基準への移行に伴う「商品・役務の類似群コード付替事業」（以下、「付替事業」という。）に係る事業スケジュール、作業内容などを紹介する。

3.1 「類似群コードの付替」とは

特許庁では、登録された商標や、出願中の商標に係るすべての指定商品（指定役務）に類似基準に基づき適切と判断した類似群コードを登録商標単位、出願商標単位

で付与し、データとして記録して、審査時に検索キーとして用いている。

今回の類似基準の見直しによって類似群コードが変更する商品（役務）を指定している商標については、旧類似基準に基づき記録されている類似群コードを、新類似基準に合わせた新しい類似群コードに付け替えて、平成24年1月以降の商標出願の審査に対応できるようにしておくことが必要となる。

そのため、付替事業による「類似群コードの付替」を行うこととした。

過去に登録された商標の指定商品（指定役務）には、類似基準や、国際分類表に例示されている表示のままの商品（役務）（例えば、第3類「化粧品」〔類似群コード04C01〕）のほか、これらには例示されていないもの（例えば、第3類「リップスティック」〔04C01〕）が、多数存在する。

これらの多様な商品（役務）の中に見直しの対象となった類似群コードが付与されているものがあれば、それらをすべて付け替える必要がある。

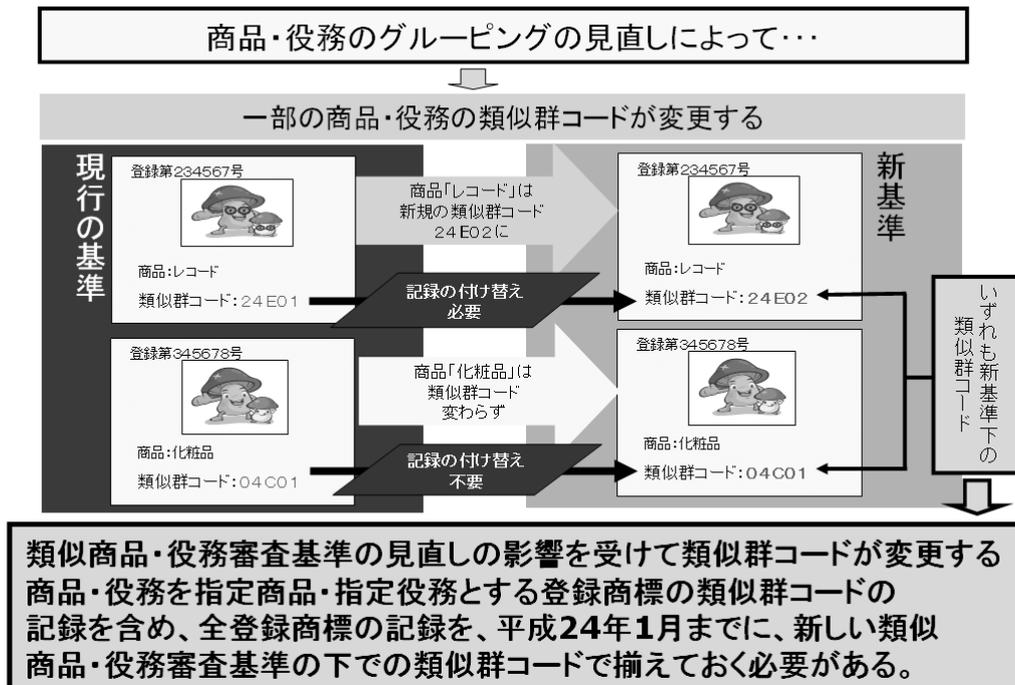


図3

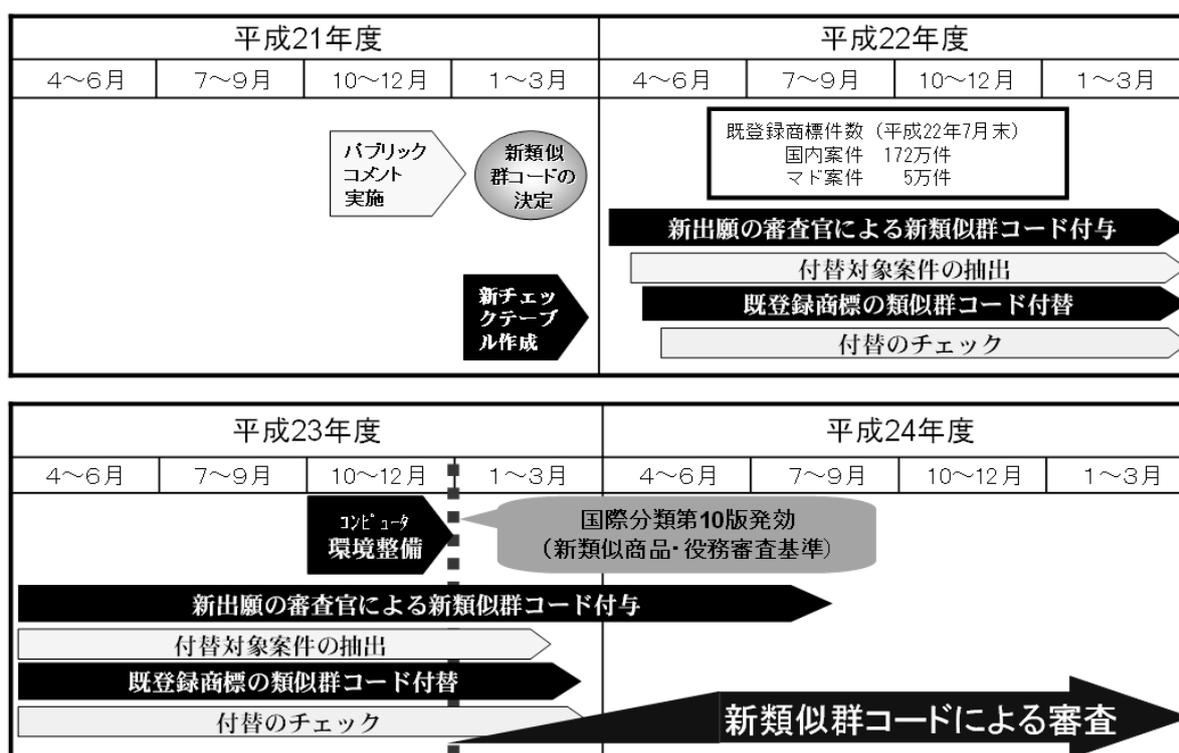


図 4

3.2 事業スケジュールと作業内容

付替事業は、以下の4つの作業に分けて実施する。

- 新類似群コードによる商品・役務名チェックテーブル作成
- 既登録商標の類似群コード付替
- 新たに商標登録する出願への審査官による新類似群コード付与
- 新類似基準による審査のための環境整備（コンピュータ・システムの変更等）

一部についてはすでに昨年度末より開始しており、すべての作業が終了するには、平成24年度まで約4年の期間が必要と見込んでいる。

3.2.1 新類似群コードによる商品・役務名チェックテーブル作成

審査官が、出願された商標の審査において、指定商品（指定役務）にどの類似群コードを付与するべきかを判断する際の資料のひとつに、「商品・役務名チェックテーブル」（以下、「CT」という。）がある。

これは、「商品／役務名」、「国際分類の版」、「区分」、「類似群コード」等の関係を記録したデータベースであり、IPDLにおいても「商品・役務名リスト」として公開している。

CTには類似基準や国際分類表に例示されている商品（役務）のほか、これまでに採用した商品（役務）も一部蓄積しているので、このデータベースを検索することにより、初めて採用する商品（役務）表示にどの類似群コードを付与するべきかとの判断の参考となる情報を得ることができる。

特許庁では、付替事業に係る最初の作業として、昨年度末に、現在のCT（以下、「旧CT」という。）から、新類似基準に適合したCT（以下、「新CT」という。）を作成した。

具体的には、旧CTから、新類似群コードへの付替対象となっている類似群コードが付与されている商品（役務）を抽出して、それらに新しい類似群コードを付与した。

例えば、旧類似基準のもとでは「O1A03」の類似群



コードが付与されている「〇△□」という商品が、新類似基準のもとでは「01B03」の類似群コードが付与される場合には、旧CTに蓄積された「『〇△□』 = 01A03」というデータを、「『〇△□』 = 01B03」に付け替えた⁶。

作成した新CTは、現在、登録商標ごとの類似群コードを付け替える際の基礎情報として用いている。また、平成24年1月以降の出願の新類似基準による審査にも利用する予定である。

3.2.2 既登録商標の類似群コード付替

新類似群コードによる先願・既登録商標に関する審査を実施するためには、過去に出願され既に登録となった商標であって、現に有効に存続している商標すべてについて、新類似基準による類似群コードが記録されていることが必要である⁷。

そこで、今年度から、システムを利用した機械的な新類似群コードの付与が難しい登録商標を抽出して、類似群コードを付け替える作業を実施している。

具体的には、各登録の指定商品（指定役務）を確認し、新・旧類似基準、国際分類表、新・旧CT等を調査して、付与すべき新類似群コードを検討・決定している。

ここで判断した個々の商品（役務）と新類似群コードの組合せは、新CTに蓄積する。

3.2.3 新たに商標登録する出願への審査官による新類似群コード付与

審査官は、旧類似基準に基づき審査をする平成23年12月以前の出願であっても、それを登録する際は、指定商品（指定役務）に、旧類似基準の類似群コードと新類似基準の類似群コードの両方を付与する。

なぜなら、平成24年1月以降の出願の審査に着手する際には、その出願以前の登録商標すべてについて、新類似群コードが記録されていなければ、新類似基準に基

づいた類否判断が行えないからである。

したがって、審査官は、1件の出願に対し、旧類似基準での審査と類似群コードの付与、新類似基準での類似群コードの付与を行うことになる。

3.2.4 新類似基準による審査のための環境整備（コンピュータ・システムの変更等）

平成23年末には、新類似基準により審査される平成24年1月以降の出願へ対応するための環境整備（コンピュータ・システムの変更等）が必要となる。

まず、新類似基準のもとでの審査に用いるCTを作成する。これまでに新CTに蓄積されたデータに、今回の見直しでは付替が不要だった類似群コードが付与されている商品（役務）のデータを追加する。

また、この時点でも、登録商標や出願中の商標の中には、なお新類似群コードが記録されていないものも存在しうるので⁸、これらに仮置きとして機械的に新類似群コードを付与する予定である。

4 付替事業後の課題

特許庁では、以上で述べた付替事業について、様々な観点から検討を重ねて事業計画を立て、慎重に実施している。

しかし、本事業のみによって、新類似基準による審査へ完全に移行できるというわけではない。

類似群コードは特許庁外でも活用されていることから、付替後の新類似群コードの情報の庁外への提供方法の検討や、公報・IPDL等への反映などへの対応が必要と認識している。

今後は、付替事業を滞りなく進めるとともに、このような将来の課題の解決を図り、新類似基準の導入に向けて全力を尽くしていく所存である。

6 01A03 01B03 はいずれも架空の類似群コード。

7 平成22年7月末現在の登録商標は国内172万件、マドプロ5万件。

8 登録商標については、類似群コードの付替が未着手のもの、出願中の商標については、審査未着手または審査継続中のもの等を想定している。

※本稿を執筆するにあたり、「『類似商品・役務審査基準』における商品・役務の類否関係の見直しに係る諸問題についての調査研究報告書」（平成21年3月財団法人知的財産研究所）を参考にした。

